

ストップ👉 農作業事故



《労災保険の特別加入制度》

労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を本来の目的としていますが、農業者の皆さんは、事業主であると同時に労働者と同じ作業をするため、次の3つの制度のいずれかに特別加入することができます。

加入資格	業務災害の補償対象
<p>〔特定農作業従事者〕</p> <p>年間農業生産物総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ヘクタール以上の規模(この基準を満たす地域営農集団等を含む)の自営農業者及び家族従事者等</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 動力機械を使用する作業 2 高さが2メートル以上の箇所における作業 3 サイロ、むろ等の酸素欠乏危険場所における作業 4 農薬の散布の作業 5 牛、馬、豚に接触し又は接触するおそれのある作業
<p>〔指定農業機械作業従事者〕</p> <p>下記の農業機械を使用し、土地の耕作・開墾又は植物の栽培・採取の作業を行う自営農業者及び家族従事者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 動力耕うん機その他の農業用トラクター 2 動力溝堀機 3 自走式田植機 4 自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除用機械 5 自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫用機械 6 トラックその他の自走式運搬用機械 7 定置式又は携帯式の動力揚水機、動力草刈機等の機械 	 <p>ほ場又はほ場の作業場において指定農業機械を用いて行う作業</p> <p>指定農業機械をほ場等の作業場と格納場所との間において、運転又は運搬する作業</p>
<p>〔中小企業主等〕</p> <p>常時300人以下の労働者を使用する事業主(法人の場合にはその代表者)及び労働者以外で当該事業に従事する者(年間100日以上労働者を使用する事業主とその家族従事者等)</p> <p>【注】雇用する労働者について労働保険関係が成立していること及び労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していることが条件</p>	<p>雇用労働者と同様に働く時間(所定労働時間、労働者の時間外労働に応じた就業時間など)に行われる業務</p> <p>【注】事業主本来の業務を行う時間は対象外</p>

農作業事故が多発しています!!



■ 補償内容は？

- ・必要な治療が無料で受けられます。
- ・業務災害又は通勤災害による疾病の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合、加入金額に応じて休業補償給付が受けられます。
- ・業務災害又は通勤災害により死亡された場合、葬祭料と遺族に対し遺族補償給付が支給されます。
- ・業務災害又は通勤災害により障害が残ってしまった場合は、障害補償給付が受けられます。

■ 年間保険料は？

- ・給付基礎日額(労災保険の給付額を算出する基礎となるもの)によって異なります。

※自分の所得水準に見合った額を選択します。年間の農業所得を365日で除した額を目安として3,500円～25,000円のうちから申請します。保険料は全額、農業の必要経費に算入できます。

給付基礎日額・保険料一覧

給付基礎日額 A	保険料 算定基礎額 B = A × 365日	年 間 保 険 料		
		特定農作業従事者 B × 9/1000	指定農業機械作業従事者 B × 3/1000	中小事業主等 B × 13/1000
25,000円	9,125,000円	82,125円	27,375円	118,625円
20,000円	7,300,000円	65,700円	21,900円	94,900円
16,000円	5,840,000円	52,560円	17,520円	75,920円
14,000円	5,110,000円	45,990円	15,330円	66,430円
12,000円	4,380,000円	39,420円	13,140円	56,940円
10,000円	3,650,000円	32,850円	10,950円	47,450円
8,000円	2,920,000円	26,280円	8,760円	37,960円
6,000円	2,190,000円	19,710円	6,570円	28,470円
3,500円	1,277,500円	11,493円	3,831円	16,601円

■ 加入手続きは？

- ・特定農作業従事者又は指定農業機械作業従事者として加入する場合、特別加入団体としての要件を満たす農協などの団体を通じて労働基準監督署に申請書を提出します。
- ・中小企業主等として加入する場合、農協などの労働保険事務組合を通じて申請を行います。

労災保険の特別加入に関するご相談は下記までお願いします。

 **JAあいち中央 営農支援室 TEL73-4444**